

メキシコ自動車部品分野派遣専門家の公募について

2016年9月7日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長 赤星 康

日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）では、新興国における在日系企業のビジネス拡大に取り組んでいます。この度メキシコを対象として、現地への専門家派遣を通じて、在墨の外資、ローカル企業を訪問し、日系自動車部品企業のサプライヤー開拓に関する調査を実施する予定です。つきましては、下記の要領でご協力いただける専門家を募集します。ご関心をお持ちの方は、公募内容をご確認の上、ご応募ください。

記

1. 業務内容

(1) メキシコに所在する外資、ローカルの自動車部品サプライヤー企業の調査：

在墨の外資・ローカルの自動車部品サプライヤー企業を訪問し、企業評価を行った上で、企業評価レポート（日系自動車部品企業がサプライチェーンを構築するのに必要な情報が網羅されたもの）を作成すること。なお、企業訪問については、ジェトロメキシコ事務所所員、及び（場合によっては）通訳が同行することが想定されます。

※訪問企業のアポイントメントの取得については、ジェトロメキシコ事務所及び本公募で採用された専門家が行います。

- (2) 派遣期間中にジェトロメキシコ事務所に寄せられる、各種自動車、自動車部品関連の相談及び質問対応を行うこと。
- (3) 派遣期間中にメキシコ国内で開催される展示会、商談会に参加し、日系自動車部品企業のサプライヤー企業の発掘及び商機拡大の支援を行うこと。
- (4) その他本事業目的の遂行に必要な業務。
- (5) 上記（1）～（4）に基づく報告書の作成。

2. 募集人数

2名

3. 派遣国

メキシコ

4. 調査対象分野・品目

自動車部品

5. 派遣回数・期間

- (1) 派遣回数および人数：各回 1名
- (2) 派遣期間：具体的な日程は専門家決定後相談の上決定

第1回目派遣：2017年1月下旬～2月中旬：2週間程度（予定）

第2回目派遣：2017年2月中旬～3月上旬：2週間程度（予定）

6. 派遣形態

- (1) ジェトロと個人、又は個人が所属する企業・団体等と専門家派遣協定書を締結する業務委託方式
- (2) 採択者が課税事業者である場合は、契約時に以下の書類を提出してください。
 - ① 「課税事業者届出書」(写) または「課税事業者選択届出書」(写)
 - ② 納税証明書(その3：消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明)、又は、課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書(写)
※採択者が免税事業者である場合は「消費税及び地方消費税」を契約金額に上乗せして契約することはできませんのでご注意ください。
※なお、契約途中で課税事業者、免税事業者のステータスが変った場合は、遅滞なくジェトロにご連絡をいただくようお願いします。

7. 応募資格・条件

- (1) 必須条件
 - ① 事業へ積極的に参加する姿勢があり、自分の能力発揮に意欲的であること。
 - ② 自動車又は自動車部品の製造企業に従事した業務経験を3年以上有すること。
 - ③ 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
 - ④ 刑事罰を受けていないこと(係争中を含む)。
 - ⑤ 個人にあつては本人が、法人にあつては本業務に従事する者が、本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
 - ⑥ 本事業及びジェトロ事業での契約実績がある場合、期間中に指導内容・姿勢等に重大な問題、または手続、業務報告等に重大な問題を起こしていないこと。
 - ⑦ ジェトロの指示する派遣期間内での派遣に対応可能であること。
- (2) 面接による選考基準(下記の条件にあてはまる場合、内容に応じて評価する)
 - ① 自動車又は自動車部品の製造企業において、プレス、プラスチック、機械加工等の業務に従事した経験を有すること。
 - ② 自動車又は自動車部品の製造工程において、品質管理、生産管理、マネジメント等の横断的業務に従事した経験を有すること。
 - ③ メキシコにおいて駐在等の経験を有すること。
 - ④ 日常会話程度のスペイン語力を有すること。
 - ⑤ コミュニケーション能力や協調性を有していること。

8. 給与待遇

ジェトロ規定に基づく宿泊費、日当および謝金を支給。また移動に要する航空券を現物支給。

9. 公募説明会（任意参加）の日時および場所

2016年9月14日（水） 11時00分

日本貿易振興機構 本部（東京） 7G 会議室

東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル7階

10. 応募方法・選考手続き

- (1) 応募書類（所定フォーム）にご記入の上、2016年9月27日（火）10:00までに下記の書類提出先に電子メールで提出ください。
- (2) 書類選考通過の場合は、面談（日時は別途連絡、原則於ジェトロ本部（東京））を経て採否を決定します。面談にかかわる交通費は支給しません。
- (3) 選考結果については採否のみを応募者本人に通知(採否理由はお答えできません)するとともに、採択者をジェトロ・ホームページ上で公表します(個人名は除く)。提出書類は返却しません。

11. 応募期間

2016年9月7日（水）～9月27日（火）10:00 必着

12. スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 専門家募集公募、面談、選定 | 9月上旬～12月下旬 |
| (2) 専門家派遣実施（第1回目） | 1月下旬～2月中旬 |
| (3) 専門家派遣実施（第2回目） | 2月中旬～3月上旬 |

なお、帰国後2週間以内に専門家からジェトロへ報告書を提出いただきます。

13. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、専門家選定及び派遣手続きのために利用します。

14. 書類提出先（担当部課）

ジェトロビジネス展開支援部ビジネス展開支援課（担当：天神）

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

Email: BDA@jetro.go.jp

※電話でのお問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承下さい。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）
- ※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。
また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）